

平成 29 年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 市 監 査 委 員

平成 30 年 1 月



# 定期監査報告

## 1 監査の対象部局

総務部（財務課・税務課）

地域振興部（経済港湾課）

市民健康部（社会福祉課・市民課・介護支援課）

都市環境部（都市整備課・建築住宅課・上下水道課）

教育委員会（学校教育課・子育て支援課・幼児療育通園センター）

水道事業（上下水道課）

病院事業（経営企画課・医事課）

## 2 監査の実施期間

平成29年10月2日から平成30年1月22日

## 3 監査の範囲

平成28年度決算における一般会計・特別会計及び企業会計の収入未済繰越額についての債権管理事務及び平成28年度不納欠損処理業務。

## 4 監査の着眼点

(1) 留萌市債権管理条例に則り適正な事務処理が行われているか。

平成28年度末における収入未済額は確実に繰越がなされており、また、その時期は適正か。

① 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。

② 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

③ 滞納整理について努力が払われているか。

ア 時機を失せず、強制執行等の措置がとられているか。また、その手続は適正か。

- イ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の緩和措置がとられているか。また、その手続は適正か。
- ④ 延滞金等は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続きは適正か。
- ⑤ 不納欠損処分は適時、かつ厳正におこなわれているか。
  - ア 時効の起算点に誤りはないか。
  - イ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。
  - ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。
- ⑥ 平成25年度実施の当該定期監査において講ずることとされた処理がなされているかどうか。

## 5 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ収入未済繰越額を把握するため、平成28年度末の収入未済額、不納欠損額、個別調定一覧等の提出を求め、さらに関係書類及び諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

## 6 債権の分類

### (1) 公債権

公法上の原因に基づいて発生する債権で、時効期間の満了により債権が消滅する。

#### ① 強制徴収公債権

国税又は地方税の滞納処分の例により、裁判手続を経ることなく自ら強制執行することができるもの。

#### ② 非強制徴収公債権

裁判手続を行い、民事執行手続によらなければ強制執行ができないもの。

(2) 私債権

民法、商法等が適用される債権で、時効期間が満了しても債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しない。

※各債権の内容 ( ) 内は時効満了期間 (年)

強制徴収公債権	私債権
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税 (5)</li> <li>・ 保育実施費負担金 (5)</li> <li>・ 道路占用料 (5)</li> <li>・ けい船料 (5)</li> <li>・ 未熟児養育医療制度利用者負担金 (5)</li> <li>・ 代執行費用弁償金 (5)</li> <li>・ 児童福祉費返還金 (5)</li> <li>・ 後期高齢者医療保険料 (2)</li> <li>・ 介護保険料 (2)</li> <li>・ 港湾施設用地使用料 (5)</li> <li>・ 下水道受益者負担金 (5)</li> <li>・ 下水道使用料 (5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通園センター利用者負担金 (2)</li> <li>・ 学童保育実施費負担金 (2)</li> <li>・ 住宅使用料 (5)</li> <li>・ 土地貸付収入 (5)</li> <li>・ 母子・寡婦あゆみ会貸付金収入 (10)</li> <li>・ 消費生活センター光熱水費負担金 (5)</li> <li>・ 水道使用料 (2)</li> <li>・ 水道工事検査手数料 (2)</li> <li>・ 水道雑収益 (2)</li> <li>・ 病院事業診療収入 (3)</li> <li>・ 病院事業診療外収入 (3)</li> <li>・ 病院事業医業外収入 (3)</li> <li>・ 奨学基金 (10)</li> <li>・ 母子福祉修学基金 (10)</li> </ul>
非強制徴収公債権	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護費返還金 (5)</li> <li>・ 生活保護費戻入未納金 (5)</li> <li>・ 国保不当利得返納金 (5)</li> </ul>	

## 7 監査の結果

### (1) 調査書等による収入未済繰越額の状況

監査対象の内容を把握するために作成した調書は次のとおりである。

		平成28年度 調 定 額	平成28年度 収 入 済 額	平成28年度 不 納 欠 損 額	平成29年度 滞 繰 調 定 額
市民税(法人税含む)	現年	円 1,113,597,470	円 1,102,234,485	円 23,295	円 11,339,690
	滞繰	44,173,881	14,636,991	2,942,339	26,594,551
固定資産税 (都市計画税含む)	現年	904,509,200	888,754,974	1,786,500	13,967,726
	滞繰	78,431,980	12,014,807	9,806,501	56,610,672
軽自動車税	現年	35,423,100	34,886,400	9,200	527,500
	滞繰	1,364,021	369,279	171,062	823,680
市税合計		2,177,499,652	2,052,896,936	14,738,897	109,863,819
保育実施費負担金	現年	60,381,330	58,582,550	0	1,798,780
	滞繰	18,054,280	3,278,930	597,720	14,177,630
通園センター利用者 負担金	現年	330,729	313,737	0	16,992
	滞繰	28,193	9,202	0	18,991
学童保育実施費負担金	現年	3,365,100	3,337,200	0	27,900
	滞繰	533,000	8,100	448,400	76,500
道路占用料	滞繰	6,270	0	0	6,270
けい船料	滞繰	45,864	32,932	0	12,932
住宅使用料	現年	240,845,300	234,904,200	0	5,941,100
	滞繰	26,960,596	5,013,462	1,522,800	20,424,334
土地貸付収入	現年	7,581,699	7,501,600	0	80,099
	滞繰	4,749,075	433,750	2,408,342	1,906,983
母子・寡婦あゆみ会貸付金収入	滞繰	910,000	0	910,000	0
生活保護費返還金	現年	17,690,633	16,750,338	0	940,295
	滞繰	13,013,501	3,743,152	0	9,270,349
未熟児養育医療制度利用者負担金	滞繰	13,429	0	0	13,429
生活保護費戻入未納金	現年	255,059	22,000	0	233,059
	滞繰	403,811	60,305	0	343,506
消費生活センター光熱水費負担金	滞繰	1,894,690	360,000	0	1,534,690
代執行費用弁償金	滞繰	1,123,500	0	0	1,123,500
児童福祉費返還金	滞繰	730,780	27,000	263,740	440,040
市税外合計		398,916,839	334,378,458	6,151,002	58,387,379

		平成28年度 調 定 額	平成28年度 収 入 済 額	平成28年度 不納欠損額	平成29年度 滞繰調定額
国民健康保険税	現年	335,917,400	311,391,597	0	24,525,803
	滞繰	121,507,581	32,642,340	8,969,025	79,896,216
不当利得返納金	現年	109,034	107,060	0	1,974
	滞繰	299,897	28,301	0	271,596
後期高齢者医療保険料	現年	70,632,600	69,980,500	0	652,100
	滞繰	1,443,937	778,554	253,700	411,683
介護保険料	現年	39,990,000	34,262,800	0	5,727,200
	滞繰	13,182,107	1,726,700	4,111,800	7,343,607
港湾施設用地使用料	滞繰	297,112	137,528	0	159,584
下水道受益者負担金	現年	1,288,570	1,208,770	0	79,800
	滞繰	1,053,800	433,100	309,500	311,200
下水道使用料	現年	366,073,682	359,209,740	0	6,863,942
	滞繰	32,325,484	9,589,978	4,883,492	17,852,014
特別会計合計		984,121,204	821,496,968	18,527,517	144,096,719
水道使用料	現年	546,870,005	533,454,017	0	13,415,988
	滞繰	39,473,650	17,968,226	4,677,605	16,827,819
工事検査手数料	現年	3,390,400	3,238,200	0	152,200
雑収益	現年	1,487,304	1,430,625	0	56,679
水道事業会計合計		591,221,359	556,091,068	4,677,605	30,452,686
病院事業診療収入	現年	3,973,483,224	3,338,725,309	79,396	634,678,519
	滞繰	675,121,989	637,974,484	2,344,592	34,802,913
病院事業診療外収入	現年	202,398,846	188,440,083	604	13,958,159
	滞繰	30,941,242	24,858,926	263,029	5,819,287
病院事業医業外収入	現年	57,519,944	28,404,216	0	29,115,728
病院事業会計合計		4,939,465,245	4,218,403,018	2,687,621	718,374,606
奨学基金	現年	1,073,400	987,000	0	86,400
	滞繰	2,332,800	93,600	0	2,239,200
母子福祉修学基金	滞繰	3,083,425	255,400	0	2,828,025
基金合計		6,489,625	1,336,000	0	5,153,625

## (2) 収入未済繰越額の債権管理事務及び不納欠損処理業務の監査結果

監査結果は次のとおりであり、事務処理に関し一部改善・検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、1月22日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

### ① 収入未済額繰越について

調定した歳入について収入未済が生じた場合、留萌市会計規則第34条に基づき、過年度収入未済繰越額は会計年度終了後（4月1日）に、現年度分については出納整理期日の翌日（6月1日）に翌年度へ繰越をし、財務会計システムに入力して調定処理を行い、会計管理者に収入未済額繰越通知書を提出することとなっている。当該通知書の提出については、平成22年度にも指摘したところであり概ね改善されているが、会計課に提出された収入未済額繰越通知書を確認したところ、収入未済額の報告数値に誤りのあるものが見受けられた。

金額の整合性については、所管によるチェックはもちろんのこと、会計課においても正しい金額の把握に努められたい。

### ② 督促状について

地方税法（税目ごと）、地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令第171条、留萌市債権管理条例第4条で規定されているとおり、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に期限を指定して督促しなければならない。平成25年度定期監査でも指摘した部分であるが、督促されていない事例や送付の遅れがいくつか見受けられた。

いずれの債権についても必ず督促しなければならないが、特に強制徴収公債権の場合、督促は滞納処分的前提条件であり督促しなければ滞納処分をすることができないほか、時効中断の原因となるため、特に留意することが必要である。



### ③ 滞納者の個別管理

平成22年度及び平成25年度定期監査において指摘事項としたところであるが、平成28年度においても一部に不適切な管理が見受けられた。

滞納管理台帳については、債権の種類やその状況、督促や催告、時効中断手続き等を時系列順に記録しておくべきであるが、記録がないもの、正確に記録されていないものや長期間未対応になっているものなどを確認した。

台帳の記録漏れや誤った記録は、後日参照時に錯誤を生じさせる可能性があるため、記録の正確性については十分に留意しておく必要がある。

また、今後どのような対応をするべきかなども記録し、担当者の異動時においてもスムーズに引き継がれるような事務処理を要望する。

加えて、誓約による分納額の算定については、単に完納に要する月数で均等分割するのではなく、きめ細やかな納付相談や状況確認の実施により、個々の滞納者の所得状況の変化を把握のうえ、柔軟な分納額の設定に努められたい。

### ④ 滞納整理

平成22年度及び平成25年度の定期監査において指摘したところであるが、差押え等の強制執行処分の執行は税務課・後期高齢担当・建築住宅課で行われている以外は、ほぼ執行されていなかった。

市税においては徴収担当係を置いているが、他のほとんどの収入に関しては担当部署内に回収のための専従者が配置されておらず、未収金回収以外の業務の傍ら徴収事務を行わざるを得ない状況にある。特に債権回収は高度な専門知識と手法が求められる業務であり、徴収知識や手法を熟知している職員ばかりではないため、日常業務の中において優先順位が低くなりがちである。職員数が限られた中で事務を行っていることは理解できるが、大多数の市民は納期内納付をしていることから、一部の滞納者を放置しておくことは公平性の観点からも許されることではない。

滞納管理の知識を習得する勉強会等を実施するなど、各所管においては、若手職員など徴収業務が未経験な職員へ徴収知識やノウハウが引き継がれるよう積極的な取り組みが望まれる。

#### ⑤ 債権の消滅及び放棄、不納欠損処理について

留萌市債権管理条例が施行されて以降、債権放棄及び不納欠損処理事務は概ね適正な事務処理となっているが、一部の部局では漫然と時効消滅となったものや債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処理が行われていないなどの不適切な事務処理が見受けられた。

不納欠損は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであり、消滅した債権に対して行われるため、不納欠損にすることで債権が消滅するものではない。

債権の放棄等については、収入されるべき債権を消滅させるものであることから、公平性や市民の納税等に対する意識が損なわれないよう消滅するに至るまで債権回収に最大限取り組むことが重要である。

債務者の資力や財産・生活の実態状況等の調査を行い、徴収努力をするとともに基準に基づき適正な処理を努められたい。

困難な案件が中にはあると考えられるが、住民訴訟等の事案となりかねないので、公債権においては執行停止の手続き、私債権については徴収停止等の措置を講じてから消滅や放棄とするよう努力されたい。

#### ⑥ 延滞金の徴収について

延滞金については、地方税法及び留萌市債権管理条例の規定により徴収すべきものであり、延滞金の徴収は負担の公平を図り滞納の抑制にもつながるものであるため、税を含めたすべての使用料等について徴収することが基本であると考ええる。

平成25年度定期監査にて要望したところであるが、納期限内に納付した市民との公平性を確保する意味でも延滞金の徴収に努力されたい。

### 8. まとめ

今回監査対象とした債権管理事務については、不正と疑われるもの及び重大な誤謬は見当たらず、おおむね良好であると認められたものの、一部に監査の結果で述べた検討又は改善を必要とすべき事項が見受けられた。既に一定程度改善が

図られているものもあるが、遅々として改善されない部局もあるため、今後適正かつ効率的な収納事務を望むものである。

市税、負担金、使用料等の収入は、市が行う施策の貴重な財源であるため、徹底した収入の増加に努めていく必要がある。そのためには、債権の回収が滞ることのないよう、その管理を適切に行っていかなければならない。債権の滞りは行政サービスの提供に影響を及ぼすだけでなく、適切に納付している市民に対して公平性を欠いてしまうこととなる。債権管理は、健全な財政運営、行政サービスの適切な提供及び住民に対する公平性の確保等の観点から重要な業務である。

留萌市においては、悪質な滞納者への行政サービスの制限、税における差押等の強制執行、国民健康保険における資格証明書・短期保険証の発行、水道使用料においては給水停止などで成果をあげているが、強制執行等の実施はこれら一部の未収金についてのみであり、他の未収金については、積極的な取り組みが行われているとは言いがたい状況である。

現在も継続して収納対策本部を中心に収納体制の推進が図られ、平成24～26年度に留萌市債権管理条例に則した滞納事務に関する研修会等が開催され、多くの職員が受講し成果を上げているが、近年採用された職員については、徴収事務がある部署に配属されなければ、滞納管理の知識を習得する機会がない状況にある。市の債権はその区分や時効期間が異なることから、専門的な知識や実務経験が必要とされている。収納対策本部を中心に、以前受講している職員の知識向上や債権管理に関する解釈の統一、周知徹底を図ることを含め、徴収知識や手法向上の研修会の適時な実施や各所管における勉強会等の実施などの取り組みが必要である。収納対策本部と各所管が連携し、留萌市債権管理条例等に基づいた滞納管理が積極的に行われるよう望むものである。

※参考 関係法令一覧

区分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知	地方自治法 231 条		
督促の根拠	地方自治法 231 条の 3-1	地方自治法施行令 171 条	
督促の時効中 断	地方自治法 236 条 4		
延滞金	地方自治法 231 条の 3-2	遅延損害金等 民法 404 条 他	
徴収停止	執行停止 地方税法等の個別法	徴収停止 地方自治法施行令 171 条の 5	
強制執行等	滞納処分 地方税法等の個別法	強制執行等 地方自治法施行令 171 条の 2 他	
時効期間	地方税法等の個別法 地方自治法 236 条 1 他	民法・商法他	